

## 乳児家庭全戸訪問事業ガイドライン（案）

### 1. 事業目的

- 乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぐために、その居宅において様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結びつけることにより、地域の中で子どもが健やかに育成できる環境整備を図ることを目的とした、広く一般を対象とした子育て支援事業である。

### 2. 対象者

- 原則として生後4か月を迎えるまでの、すべての乳児のいる家庭を事業の対象とする。ただし、生後4か月を迎えるまでの間に、健康診査等により乳児及びその保護者の状況が確認できており、対象家庭の都合等により生後4か月を経過して訪問せざるを得ない場合は対象として差し支えない。

なお、次の家庭については訪問の対象としないことで差し支えないが、②③に掲げる場合については、訪問の同意が得られないことや長期の里帰り出産等の状況自体が支援が必要となる可能性を示すものとして、支援が特に必要と認められる家庭に準ずる家庭と位置づけることとし、その後の対応については、「10. ケース対応会議における支援の必要性についての判断等」に基づき適切な対応を図ること。

- ① 養育支援訪問事業の実施などにより、既に情報提供や養育環境の把握ができている場合
- ② 訪問の同意が得られず、改めて訪問の趣旨を説明し本事業の実施の働きかけを行ったにもかかわらず同意が得られない場合
- ③ 子の入院や長期の里帰り出産等により生後4か月を迎えるまでには当該市町村の住居に子がいないと見込まれる場合

### 3. 訪問時期等

- 対象乳児が生後4か月を迎えるまでの間に1回訪問することを原則とする。ただし、生後4か月を迎えるまでの間に、健康診査等により乳児及びその保護者の状況が確認できており、対象家庭の都合等により生後4か月を経過して訪問せざるを得ない場合は、少なくとも経過後1か月以内に訪問することが望ましい。

なお、できる限り早期に訪問し支援を行うことが望ましいことから、市町村において独自に早期の訪問時期を定めることが適当である。

### 4. 母子保健法に基づく訪問指導との関係

- 本事業はすべての乳児のいる家庭が対象であり、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行い、必要なサービスにつなげる事業である。一方、母子保健法に基づく訪問指導は、母子保健の観点から乳幼児のいる家庭を対象として、必要な保健指導等を行う事業である。

このように、両事業は法的な位置づけや、第一義的な目的は異なるものの、いずれも新生児や乳児がいる家庭へのサポートを行うものであり、密接な関係にある。このため、

効果的かつ効率的な事業実施の観点からも、母子保健法に基づく新生児訪問等の乳児に対する訪問指導を実施している市町村の判断により、これらの訪問指導等と併せて本事業を実施することとして差し支えない。

- なお、支援の必要性が高いと見込まれる家庭に対しては可能な限り保健師等の専門職が訪問することとし、市町村と都道府県の母子保健担当部署との連携の下、母子保健法に基づく新生児訪問や乳児に対する訪問指導の必要性がある場合には、優先的にこれらを実施すべきである。その上で本事業を実施する場合は、事前の情報等を踏まえ、対象家庭の状況に配慮し、母子保健法に基づく訪問指導の際に本事業訪問者が同行する等の対応が望まれる。

#### 5. 地域の子育て支援事業等との連携

- 本事業の実施において、地域における他の子育て支援事業等との密接な連携を図ることは、子育て家庭に対する多様な支援が可能となり、地域の子育て支援活動のネットワークの強化につながることから、こうした連携に取り組むことが望まれる。

#### 6. 訪問者

- 訪問者については、保健師、助産師、看護師の他、保育士、母子保健推進員、愛育班員、児童委員、母親クラブ、子育て経験者等から幅広く人材を発掘し、訪問者として登用して差し支えない。

なお、訪問者について市町村独自に専門職に限る等の資格要件を設けることは差し支えない。

- 訪問に先立って、訪問の目的や内容、留意事項等について必要な研修を受けるものとする。

#### 7. 実施内容

- 本事業は以下の内容を実施するものとする。
  - ① 育児に関する不安や悩みの傾聴、相談
  - ② 子育て支援に関する情報提供
  - ③ 乳児及びその保護者の心身の様子及び養育環境の把握
  - ④ 支援が必要な家庭に対する提供サービスの検討、関係機関との連絡調整
- 実施内容については、市町村の判断により訪問者の専門性に配慮したものとし、必要に応じて専門職と非専門職の役割分担を明確にするなどの対応をとることが望ましい。

#### 8. 事業の実施における留意事項

##### (1) 事業の周知

- 事業を効果的に進めるためには、対象者に事業の趣旨と内容及び訪問を受けることのメリット等が理解されることが必要不可欠であり、母子健康手帳交付や出生届受理等の機会を活用して本事業の積極的な周知を図るとともに、事前に訪問日時の手続きを得るよう調整する等、対象家庭や地域の実情に応じて訪問を受けやすい環境づくりを進める。

##### (2) 支援の必要性と訪問者

- 市町村の児童福祉担当部署と母子保健担当部署との連携の下、事前の情報等を踏まえ、

支援の必要性が高いと見込まれる家庭に対しては可能な限り保健師等の専門職ができるだけ早期に訪問する。

## 9. 実施方法

### (1) 訪問の連絡調整等

- 訪問にあたっては、事業周知の際におよその訪問時期をあらかじめ知らせておく、あるいは訪問者が対象家庭に個別に連絡をとるなど、親子の受け入れ状況に配慮した訪問を心がける。

### (2) 訪問者の身分の提示

- 訪問の際は、身分証を提示するなどして市町村からの訪問者であることを明確にする。

### (3) 訪問に際しての留意事項

- 育児に関する不安や悩みの傾聴、相談  
訪問の際は、親子の状態を最優先に考慮しながら話を進めるとともに、受容的な対応を心がける。

- 子育て支援に関する情報提供

訪問の際は、地域子育て支援拠点事業等の実施場所一覧表・母子保健事業の一覧などにより、地域の様々な子育て支援に関する情報を提供する。

- 養育環境等の把握

訪問者は、訪問の際に養育環境等の把握を行う。養育環境の把握方法や報告内容については、訪問者の専門性に応じたものとし、研修等の実施により十分に理解した上で実際の訪問を行う。

特に、訪問者が専門職以外の場合には、保健師等の専門職が訪問結果の報告に基づいて養育環境等をアセスメントする体制を整えること。

- 養育環境等の把握のための項目の例示（訪問結果報告例）

訪問家庭・住所・連絡先（	）
保護者氏名・年齢（	）
赤ちゃんの名前 性別 生年月日（	）
訪問日時	年 月 日
訪問者（	）
訪問時の赤ちゃんの様子	
訪問時のお母さんの様子	
同居家族の構成・育児家事の応援・相談相手	
家の中の様子	
育児で困っていること、心配なこと	
家庭で困っていること、心配なこと	
相談、支援の希望	
<input type="checkbox"/> 地域の子育て支援の情報提供 <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て支援サービスの紹介</li> <li>・母子保健等のお知らせ 等</li> </ul>	

## 10. ケース対応会議における支援の必要性についての判断等

- 訪問実施後、次の手順によりその後の支援の必要性を判断し、支援内容等を決定する。
  - ① 訪問者は、訪問結果について、訪問結果報告書に基づき速やかに市町村の担当部署に報告する。
    - また、緊急に対応すべき場合は、報告形式にこだわらず即座に報告し、追って報告書に基づき報告する。
  - ② 市町村担当部署においては、訪問者から報告された結果を参考に、支援の必要性を検討すべきと判断される家庭についてケース対応会議を開催する。
  - ③ ケース対応会議は、本事業担当者、市町村における母子保健担当者、児童福祉担当者等のほか、必要に応じて訪問者や養育支援訪問事業中核機関又は子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）調整機関（以下「調整機関」という。）の職員等が参加し開催する。
  - ④ ケース対応会議においては、支援の必要性とその後の支援内容等について、以下の点に留意し決定する。
    - ア 支援が必要な家庭については、養育支援訪問事業や母子保健事業等の具体的支援の必要性について検討し、その後の支援について担当部署に引き継ぐ。
    - イ 支援が特に必要と判断された家庭については、調整機関に連絡し必要な支援内容等について協議する。
    - ウ 訪問できなかった家庭については、引き続きその状況等の把握に努め、支援の必要性についての可能性を検討した上で、必要に応じてア又はイの対応を行う。

## 11. 訪問者の研修プログラム

- 必要な研修プログラムについては、各地域の実情に応じて実施するものとし、実施に当たっては、家庭訪問に同行することや援助場面を想定した実技指導（ロールプレイング等）などを組み込み、訪問の内容及び質が一定に保てるよう努める。
  - なお、専門資格を有する者については、各自の専門領域に関する部分については省略しても差し支えないものとする。
- 訪問者の研修は、①訪問実施前に実施する基礎的研修②実際の訪問における問題解決のための技術向上研修③事例検討などの応用的研修など、訪問者の能力と必要性に応じて計画的に実施すること。
- **こんにちは赤ちゃん事業 訪問者基礎的研修プログラム例**
  - 事業の意義と目的
  - 個人情報の保護
  - 傾聴とコミュニケーション
  - 訪問の実際
  - 地域の子育て支援の情報

## 12. 個人情報の保護と守秘義務

- 事業の実施を通じて訪問者が知り得た個人情報の適切な管理や秘密の保持のため、以下の対応等により万全を期す。

- ① 個人情報の適切な管理や守秘義務についての規程を定め、これを事業の従事者に周知する。
- ② 特に訪問者に対しては、個人情報の適切な管理や守秘義務について研修等を行い周知徹底する。
- ③ 非常勤職員の委嘱手続等においては、誓約書を取り交わすことなどの具体的措置を講じる。

### 13. 委託先について

- 事業の委託先としては、本事業を適切に行う観点から、少なくとも以下の要件を満たすことが必要である。
  - ① 必要な研修を受講した訪問者を配置するなど、本事業を適正かつ円滑に遂行しうる体制を整えていること。
  - ② 訪問者に対して、個人情報保護や守秘義務に関する研修を受講させ、本事業に係る個人情報の具体的な管理方法等についても一定の規程を設けるなど、委託に係る事務に関して知り得た個人情報を適切に管理し、秘密を保持するために必要な措置を講じること。
- 市町村は、事業主体としての責任を果たす観点から、委託先との関係について、以下のような点に留意する。
  - ① 委託先に対して、本事業を適切に実施するために必要十分な情報提供を行うこと。
  - ② 委託先の事業実施状況の把握や指導等により、適正な事業運営を確保すること。
- なお、既に子育て支援拠点事業を実施している法人が本事業を併せて実施することは、地域の子育て家庭に対して多様な支援が可能となり、地域の子育て支援活動のネットワークの強化につながるといった観点から、このような法人に委託を進めることも有効である。

ただし、この場合においては、事業の実施に当たり、訪問結果の報告や支援の必要性の検討について、市町村の母子保健担当部署及び児童福祉担当部署との十分な連携に努めるべきである。

### 14. 第2種社会福祉事業の届出等

- 児童福祉法等の一部を改正する法律（平成20年法律第85号）により、第2種社会福祉事業として適切に事業開始の届出を行うとともに、都道府県の指導監督を受けること。

### 15. 子育て支援における地域力の醸成

- 本事業は、すべての乳児のいる家庭を対象とするため、地域における子育て支援のニーズを広く把握することが可能であることから、こうした子育て支援のニーズに関する情報等を、必要な地域の子育て支援サービスの拡充のために活かすことが求められる。

## 養育支援訪問事業ガイドライン (案)

### 1. 事業目的

- 養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保することを目的とする。

### 2. 対象者

- この事業の対象者は、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）の実施結果や母子保健事業、妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭に係る保健医療の連携体制に基づく情報提供及び関係機関からの連絡・通告等により把握され、養育支援が特に必要であって、本事業による支援が必要と認められる家庭の児童及びその養育者とする。具体的には、例えば以下の家庭が考えられる。
  - ①若年の妊婦及び妊婦健康診査未受診や望まない妊娠等の妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭
  - ②出産後間もない時期（おおむね1年程度）の養育者が、育児ストレス、産後うつ状態、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して強い不安や孤立感等を抱える家庭
  - ③食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある家庭など、虐待のおそれやそのリスクを抱え、特に支援が必要と認められる家庭
  - ④児童養護施設等の退所又は里親委託の終了により、児童が復帰した後の家庭

### 3. 中核機関

- この事業の中核となる機関（以下「中核機関」という。）を定める。中核機関は、本事業による支援の進行管理や当該事業の対象者に対する他の支援との連絡調整を行う。
- 事業の実施にあたっては、中核機関と子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）（以下「ネットワーク」という。）調整機関（以下「調整機関」という。）がその連携に十分努めることが必要である。さらに、ケース管理を効率的に行う観点からは、ネットワークが設置されている場合には、可能な限り中核機関と調整機関を同一とすることが適当である。
- 事業の実施にあたっては、中核機関または調整機関は、対象者の状況により保健師等専門職の判断を求めるなど母子保健担当部署との連絡調整に努めること。

### 4. 訪問支援者

- 訪問支援者は、中核機関において立案された支援目標、支援内容、方法、スケジュール等に基づき訪問支援を実施する。
- 訪問支援者については、専門的相談支援は保健師、助産師、看護師、保育士、児童指導員等が、育児・家事援助については、子育てOB（経験者）、ヘルパー等が実施することとし、必要な支援の提供のために複数の訪問支援者が役割分担の下に実施する等、効果的に支援を実施することが望ましい。
- 訪問支援者は、訪問支援の目的や内容、支援の方法等について必要な研修を受けるものとする。

## 5. 支援内容

- この事業は、以下を基本として行うものとする。
  - ①支援が特に必要である者を対象とする。
  - ②短期集中的に又はきめ細かに指導助言を行うなど、密度の濃い支援を行う。
  - ③対象者に積極的アプローチを行うものであり、適切な養育が行われるよう専門的支援を行う。
  - ④必要に応じて他制度と連携して行う。
- このため、本事業については、具体的には次の類型を基本として実施するものとする。
  - ①乳児家庭等に対する短期集中支援型
 

0歳児の保護者で積極的な支援が必要と認められる育児不安にある者や精神的に不安定な状態等で支援が特に必要な状況に陥っている者に対して、自立して適切な養育を行うことができるようになることを目指し、例えば3か月間など短期・集中的な支援を行う。

この場合、保健分野その他の専門的支援が必要となるときは、支援内容・支援方針を検討し、当該専門的支援を担う機関・部署のサービスにつなぎ、児童福祉や母子保健等複数の観点から支援を行う。
  - ②不適切な養育状態にある家庭等に対する中期支援型
 

食事、衣服、生活環境等について不適切な養育状態にあり、定期的な支援や見守りが必要な市町村や児童相談所による在宅支援家庭、施設の退所等により児童が家庭復帰した後の家庭など生活面に配慮したきめ細かな支援が必要とされた家庭に対して、中期的な支援を念頭に、関係機関と連携して適切な児童の養育環境の維持・改善及び家庭の養育力の向上を目指し、一定の目標・期限を設定した上で指導・助言等の支援を行う。

## 6. 中核機関の役割

### (1) 対象家庭の把握

- 対象者の把握については、以下のような経路から中核機関に情報提供が行われることが想定される。
  - ①乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）の実施結果や母子保健事業、妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭に係る保健医療の連携体制に基づく情報提供
  - ②児童相談所等関係機関からの調整機関への通知・通告等や中核機関への情報提供
- 中核機関は、上記①又は②等により把握された養育支援が特に必要な家庭について情報の収集を行う。

### (2) 対象者の判断

- 中核機関は、本事業により実施する訪問支援の対象者及び支援内容を決定する。この場合、必要に応じて調整機関や児童相談所等と連携し、個別ケース検討会議を開催する等、必要な検討を行う。
- 本事業の対象者は、一定の指標に基づき判断された等、支援が特に必要と認められる家庭の児童及びその養育者とする。

○支援の必要性を判断するための一定の指標<項目の例示>

<p>●基本情報</p>	<p>●子どもの年齢</p> <p>●家族構成</p> <p>●関与機関または経路（機関名 担当者 経過）</p> <p>●乳児家庭全戸訪問事業実施報告 (支援の必要性有り・検討のため要調査等)</p>
<p>●子どもの状況</p>	<p>●出生状況（未熟児または低出生体重児など）</p> <p>●健診受診状況</p> <p>●健康状態（発育・発達状態の遅れなど）</p> <p>●情緒の安定性</p> <p>●問題行動</p> <p>●日常のケア状況・基本的な生活習慣</p> <p>●養育者との関係性（分離歴・接触度など）</p>
<p>●養育者の状況</p>	<p>●養育者の生育歴</p> <p>●養育者の親や親族との関係性</p> <p>●妊娠経過・分娩状況</p> <p>●養育者の健康状態</p> <p>●うつの傾向等</p> <p>●性格的傾向</p> <p>●家事能力・養育能力</p> <p>●子どもへの思い・態度</p> <p>●問題認識・問題対処能力</p> <p>●相談できる人がいる</p>
<p>●養育環境</p>	<p>●夫婦関係</p> <p>●家族形態の変化及び関係性</p> <p>●経済状況・経済基盤・労働状況</p> <p>●居住環境</p> <p>●居住地の変更</p> <p>●地域社会との関係性</p> <p>●利用可能な社会資源</p>
<p>●妊娠期からの支援の必要性 &lt;特定妊婦&gt;</p>	<p>●若年</p> <p>●経済的問題</p> <p>●妊娠葛藤</p> <p>●母子健康手帳未発行・妊娠後期の妊娠届</p> <p>●妊婦健康診査未受診等</p> <p>●多胎</p> <p>●妊婦の心身の不調</p> <p>●その他（ ）</p>



(3) 支援の開始と支援内容等の決定方法

- 支援の開始にあたっては、中核機関において、要支援児童等の状況等に応じて具体的な支援の目標及び当該目標を達成するための具体的な支援の内容、期間、方法、支援者等について計画を策定し決定する。
- この事業における支援内容は、支援が特に必要と認められる家庭に対する養育に関する専門的相談・支援であり、具体的には以下の内容を基本とする
  - ①妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭等に対する安定した妊娠・出産・育児を迎えるための相談・支援
  - ②出産後間もない時期（おおむね1年程度）の養育者に対する育児不安の解消や養育技術の提供等のための相談・支援
  - ③不適切な養育状態にある家庭など、虐待のおそれやそのリスクを抱える家庭に対する養育環境の維持・改善や子の発達保障等のための相談・支援
  - ④児童養護施設等の退所又は里親委託の終了により児童が復帰した後の家庭に対して家庭復帰が適切に行われるための相談・支援
- 産褥期の育児支援や家事援助等については、2に定める支援が特に必要と認められる家庭に対して、一定の目標を設定し相談・支援の一環として実施するものとする。
- 上記①及び②については5に定める短期集中支援型による支援を想定しており、この場合、例えば3か月以内の短い期間を設定しつつ、当該期間内に例えば週に複数回の訪問を行うなど、頻回に訪問支援を行うものとする。
- 上記③及び④については5に定める中期支援型による支援を想定しており、この場合、6か月から1年程度の中期的目標を設定した上で、当面3か月を短期的目標として、定期的な訪問支援を行うとともに、目標の達成状況や養育環境の変化などを見極めながら支援内容の見直しを行っていくものとする。

(4) 支援の経過の把握

- 中核機関は、支援の経過について訪問支援者からの報告を受け、支援の実施や家庭の状況について把握する等、支援における経過についての進行管理を行う。また、支援の経過の中で適時、訪問支援者の役割分担や支援上の課題について確認する等、対象家庭や訪問支援者へのフォロー体制を確保する。
- 中核機関は、必要に応じて調整機関がネットワークの会議を開催する等の対応を求める。

(5) 支援の終結決定の判断

- 中核機関において、支援の目標が達成されたかどうか、養育環境が改善されたかどうか等の支援後の評価を行い、支援の終結決定についても事業担当者、訪問支援者、関係機関等と協議の上決定する。
- 本事業による支援を終結する場合においても、他の必要な支援につなげることや、必要に応じてその後の継続的な支援体制を確保する。

7. 訪問支援者の研修プログラム

- 必要な研修プログラムについては、各地域の実情に応じて実施するものとし、実施に当たっては、家庭訪問に同行することや援助場面を想定した実技指導（ロールプレイング等）などを組み込み、訪問の内容及び質が一定に保てるよう努める。

なお、専門資格を有する者については、各自の専門領域に関する部分については省略しても差し支えないものとする。

- 支援経過の中で生じる様々な課題の解決のためには、必要に応じ中核機関による訪問支援者へのフォロー体制を整えることが必要である。
- 訪問者の研修は、①訪問実施前に実施する基礎的研修②実際の訪問における問題解決のための技術向上研修③事例検討などの応用的研修など、訪問者の能力と必要性にあわせて計画的に実施すること。
- 養育支援訪問事業 訪問支援者基礎的研修プログラム例
  - 事業の意義と目的
  - 守秘義務について
  - 児童虐待の予防について
  - 地域の子育て支援の情報
  - 傾聴とコミュニケーション
  - 訪問支援の実際
  - 事例検討

## 8. 個人情報の保護及び守秘義務

- 事業の実施を通じて、訪問支援者が知り得た個人情報の適切な管理や秘密の保持のため、以下の対応等により万全を期す。
  - ①個人情報の管理や守秘義務についての規定を定め、これを事業の従事者に周知する。
  - ②特に訪問支援者に対しては、個人情報の管理や守秘義務について研修等を行い周知徹底する。
  - ③非常勤職員の委嘱手続等においては、誓約書を取り交わすことなど、具体的措置を講じる。
  - ④ネットワークが設置されている場合においては、訪問支援者をネットワークの構成員とし、当該構成員としての守秘義務を課す。

## 9. 委託先について

- 事業の委託先としては、本事業を適切に行う観点から、少なくとも以下の要件を満たすことが必要である。
  - ①必要な研修を受講した訪問者を配置するなど、本事業を適正かつ円滑に遂行しうる人員を有していること。
  - ②訪問者に対して、個人情報保護や守秘義務に関する研修を受講させ、本事業に係る個人情報の具体的な管理方法等についても一定の規程を設けるなど、委託に係る事務に関して知り得た個人情報を適切に管理し、秘密を保持するために必要な措置を講じること。
  - ③事業の全部を委託する場合には、本事業の対象者の状況に応じて、具体的な支援の目標及び援助内容を決定できる等、本事業のマネジメントのための体制が確保されていること。
- 市町村が事業を委託する場合においては、市町村が事業主体としての責任を果たす観点から、委託先との関係について、以下のような点に留意する。

- ①委託先に対して、本事業を適切に実施するために必要十分な情報提供を行うこと。
- ②委託先の事業実施状況の把握や指導等により、適正な事業運営を確保すること。

#### 10. 第2種社会福祉事業の届出等

- 児童福祉法等の一部を改正する法律（平成20年法律第85号）により、適切に事業開始の届出を行うとともに、都道府県の指導監督を受けること。

#### 11. 地域における支援の充実

- 本事業は、支援が特に必要である者を対象としており、対象家庭の必要性に応じ計画を立て、地域のさまざまなサービスを組み合わせるなどして包括的な支援を行う事業である。そのため、本事業の実施を通じて、必要な地域のサービスをさらに充実させることが求められる。

# 母子保健指導の こんにちは赤ちゃん訪問



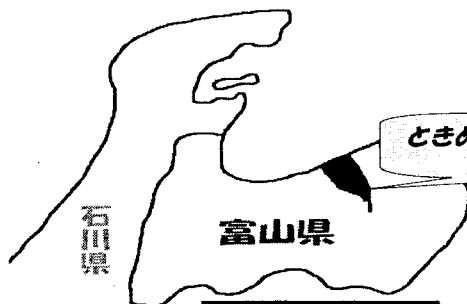
富山県滑川市  
保健師 石原 和子

1

## 滑川市



ようこそなめりかわへ



ときめき かがやき  
ひかりの街 なめりかわ



滑川市民健康センター

石原 和子

2

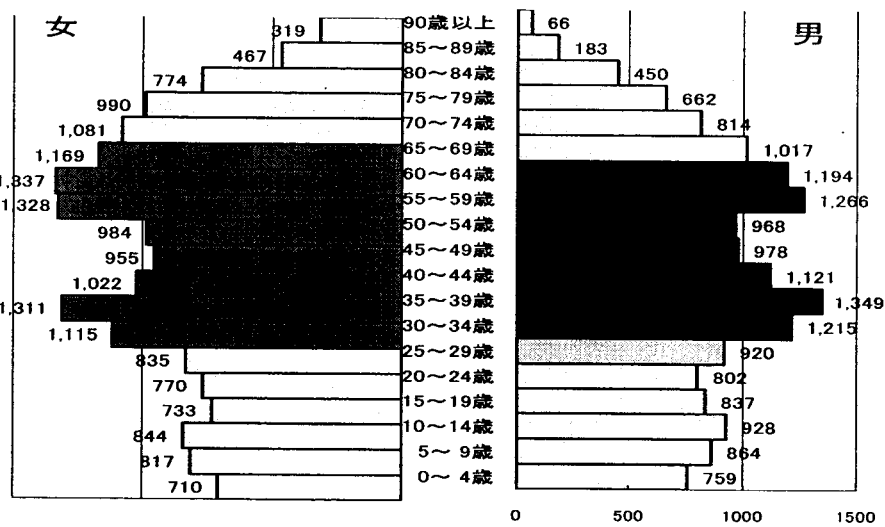
# 滑川市の概況

・地区 9地区

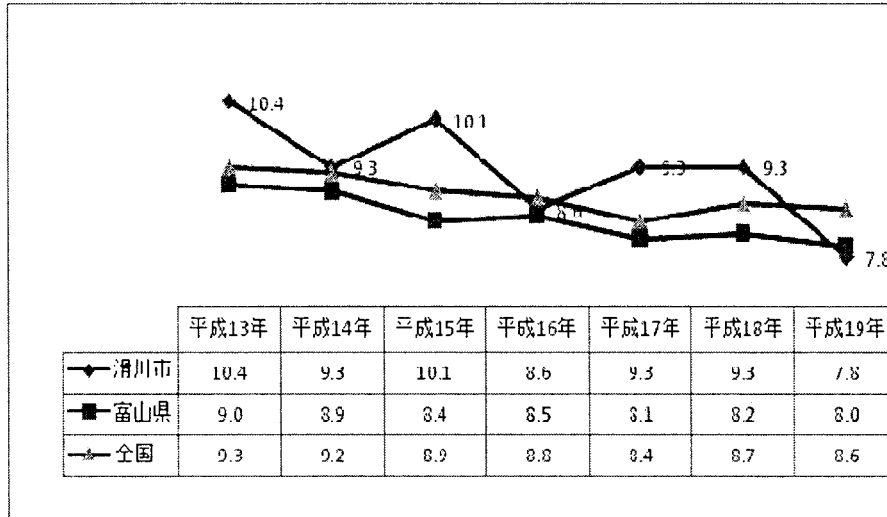
● (平成20. 4. 1現在)

・総人口 33, 900人  
 ・65歳以上人口 7, 875人  
 ・高齢指数 23. 2

## 滑川市の人口ピラミッド (平成20年4月)

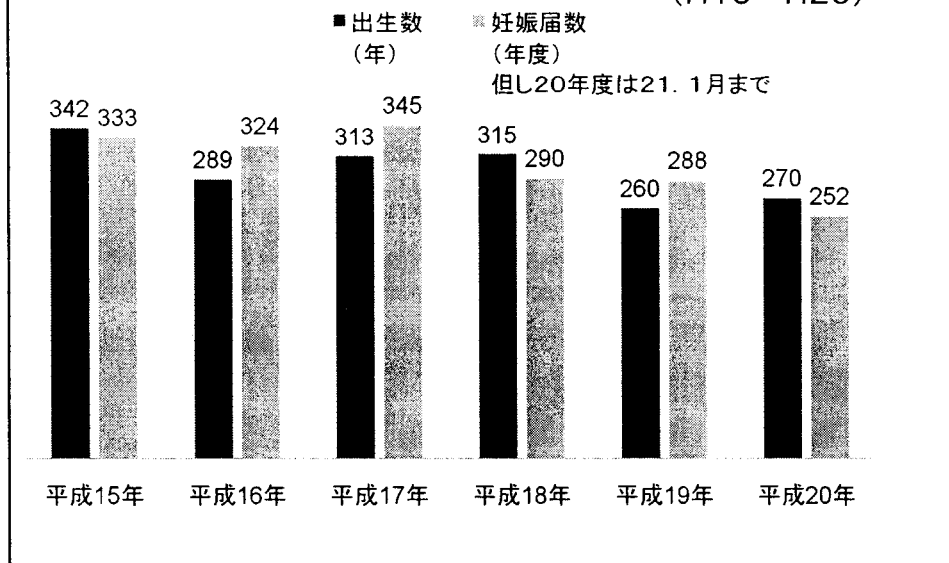


## 出生数の推移（全国・富山県・滑川市）



## 滑川市の出生数と妊娠届数の推移

(H15~H20)



## 保健師配置状況

保健師 11名

産業民生部 - 市民課 - 市民窓口担当  
 医療保険担当  
 市民健康センター

保健事業担当  
 6名

所長(保健師)	50代	1人
保健師 5名	40代	1人
	30代	1人
	20代	3人

高齢介護課

介護保険 20代 2人  
 地域包括支援センター 40代 1人  
 20代 2人

## 事業の経緯

平成19年2月19日付け 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課虐待防止対策室調製班通知

「生後4か月までの全戸訪問事業」の新規導入

- ・富山県では厚生部児童青年家庭課が主管
- ・滑川市は民生部福祉課が次世代育成対策の主管

平成19年度からの実施は

市民健康センターが母子保健事業として展開する

8

## 滑川市のこんにちは赤ちゃん訪問の概要

- 1、訪問担当者は保健師・助産師・母子保健推進員  
ケースに合わせた担当役割
- 2、役所内の連携で情報把握  
健康センターを核とし、福祉課、市民課
- 3、母子保健推進員のエンパワーメントを引き出す。  
・研修会の実施 情報交換
- 4、訪問での問診表は、母子の状態が簡易に把握できる様式
- 5、保健事業として、事後管理ができる。

こんにちは

赤ちゃん訪問の実施準備



### 事業の取組にあたり (保健師側)

- 1、事業内容は決して重い課題ではない。
- 2、保健師構成の脆弱に配慮し、継続できる業務量であること
  - ・結婚、出産、育児中の年齢層
  - ・子育て経験がない
  - ・いずれ異動を伴う人事配置
- 3、他事業とバランスや仕事量の急増などを考慮する。<sup>11</sup>

### 事業の取組にあたり (母子保健推進員側)

- 1、事業内容は決して重い課題ではない。
- 2、会員の中では温度差があるだろうが、実際の取組で力量をつけていく支援  
研修や実施後の感想・問題点の対応
- 3、極力 低リスク児を対象とする。
- 4、地域で活動しやすい基盤づくりを推進する。<sup>12</sup>

## こんにちは赤ちゃん訪問担当スタッフ

- 1 健康センター  
保健師 6人
- 2 助産師  
新生児訪問委託助産師  
(病院・在宅1・開業1)
- 3 母子保健推進員  
15人

13

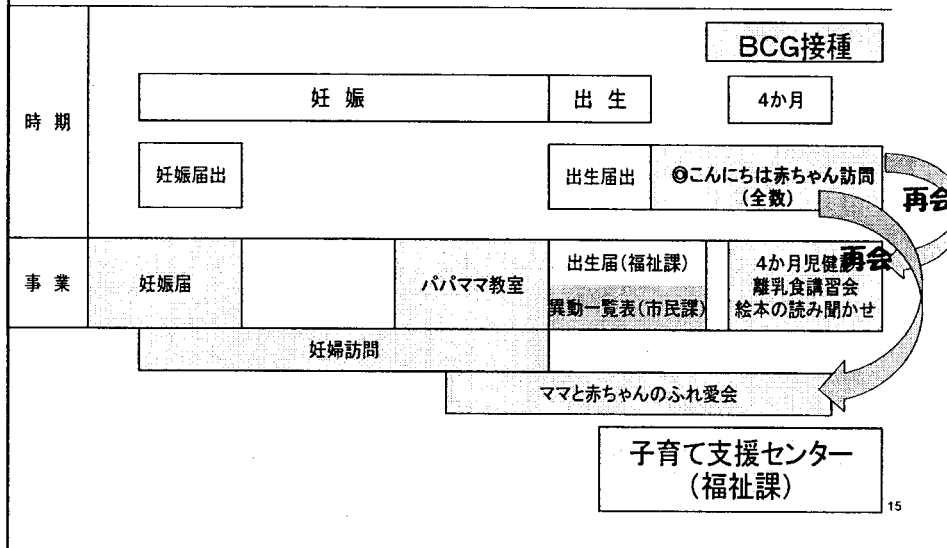
こんにちは

赤ちゃん訪問の実施

14

# 滑川市の母子保健事業体系図

健康センター実施



## 円滑に推進するために

### 1、周知・情報収集

- ① 妊娠届出時 妊婦一般健康診査結果
- ② 出生届け出時に近況把握(福祉課窓口)
- ③ 市民課からの月毎の異動状況 (転入・出生等)

### 2、訪問担当者の選定

母子のリスクにより専門職視点の必要性の有無を判断

### 3、研修会と体験実習

初めて母推になられた方は、研修会の他に保健師・先輩母推さんの同行訪問を体験する。

新採の保健師も同様、同行訪問体験する。

こんにちは  
赤ちゃん訪問

## 周知

## 妊娠届出時

健康センター窓口

看護職対応

### 妊婦さんへ

本日、健康センターにて妊娠届出を提出していただきました。  
(交付したもののや内容は次のとおりです。)

1. (1) 妊婦一般健康診査受診票  
医療機関で妊婦健診を受ける時に使ってください。  
受診票は5回分までありますが、市外に転出された場合残りの受診票は使用できませんので、以下の点にご注意ください。  
新しく住所のある市町村で残りの回数分の受診票を発行してもらってください。

(2) ① 妊婦精密健康診査受診申請書  
妊婦中に詳しい検査が必要になったときに申請してください。  
申請により、妊婦精密健康診査受診票を交付します。  
② 産婦一般健康診査受診申請書  
出産時などに次のようなことがあった場合、申請により産婦一般健康診査受診票を交付します。  
※ 申請については担当医師にご相談ください。

早産(妊娠22週以降から満37週未満)  
帝王切開による出産  
低体重児出産(2,500g未満)等

2. 「こんにちは赤ちゃん訪問」について  
湯川市では、「新生児訪問」もしくは「2か月以降の訪問」で、お子さんが誕生した全世帯を訪問します。

(1) 新生児訪問について  
母子手帳についている出生連絡票(ハガキ)により、生後28日以内に、保健師または助産師が訪問に伺います。訪問希望の有無に○をつけて出生後1週間以内に送付してください。  
※なお、出産後の滞り先(1か月程滞在するところ)により送付先が異なります。

出産後の滞り先	送付先
湯川市	湯川市民健康センター(〒936-0056 湯川市田中新町1-27)
湯川市以外の富山県内	滞り先、滞在先の市町村保健センターまたは役場 (母子手帳内の住所録を参考にしてください)
富山県外	滞り先、滞在先の市町村保健センターまたは役場に新生児訪問についてお問い合わせください。

(2) 2か月以降の訪問について  
湯川市で新生児訪問を受けていない方を対象に保健師または母子保健推進員等が訪問します。(事前に電話連絡あり)  
母子保健推進員について、市でお願しているボランティアの方々と、おさんの優しいやな産婦へのお手伝いとして活動していただいています。(ピンクのちらしの名簿)

3. ママと赤ちゃんのふれあひ(ピンクのちらし)  
妊婦中に参加していただける、母乳に関する教室です。参加をお待ちしています。  
お問い合わせ、相談窓口は月～金曜日(8時30分～5時まで)受付しています。  
電話や来所での相談等、お気軽にご利用ください。

健康診査・健康相談等により取得された個人情報、個人の健康管理・公衆衛生等の管理を目的として、湯川市が安全管理を行います。このことにご理解・同意くださいますようお願い申し上げます。  
湯川市・湯川市民健康センター  
(電話475-8011)

こんにちは  
赤ちゃん訪問

## 周知

## 出生届

福祉課窓口

事務職

### ～湯川市民健康センターからのお知らせ～

このファイルに入っているものは…

- ① ～湯川市民健康センターからのお知らせ～(この冊紙)
- ② 予防接種に関するもの(予防接種手帳・予防接種と子どもの健康)
- ③ 子育て支援各種パンフレット

#### 1 予防接種について

予防接種手帳には、小学入学前までに行う予防接種の予診票がつづられています。大切に保管しておきましょう。

なお、接種時期や回数、方法は予防接種の種類によって異なります。(手帳1ページをご覧ください)なお、個人通知はありません。

※ 必ず、生後3か月を過ぎたらBCG予防接種を受けましょう。  
(接種期間は生後3か月以上～6か月未満まで)  
接種場所は市内指定医療機関です。(手帳2ページをご覧ください)

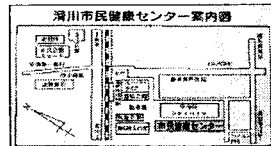
#### 2 こんにちは赤ちゃん訪問について

湯川市では、新生児訪問もしくは2か月以降に訪問します。  
「新生児訪問」では助産師(出生連絡票のハガキで希望された方のみ)、「2か月以降の訪問」では母子保健推進員または保健師等が訪問します。(事前に電話連絡してからお願いします。)

#### 3 4か月児健康診査について

※ 生まれ月によって、健診日が異なります。個人通知ありませんので日時は広範囲で必ず確認して下さい。(通常は月の第4木曜日の午後15時に実施していますが、祝日などの関係で、変更する場合があります)

(場 所) 市民健康センター  
(受付時間) 午後11:00～1:30  
(持ち物) 母子健康手帳、替えオムツ、ミルク(必要な方) など  
(内 容) 身体計測、問診、小児科診察、相談、離乳食講習会、結本の読み聞かせ体験  
※ その日の人数にもよりますが、所要時間は2時間程度です。



市民健康センターでは、子育てに関する電話相談・教室を開催しております。詳しくは毎月、市の広報をご覧ください。  
(お問い合わせ先) 湯川市民健康センター 電話475-8011

**出生時状況**  
**体重・身長など**  
**情報収集**

**出生届**

福祉課窓口

事務職対応

**お子さま等状況把握**

本枠内をご記入ください

住所日 年 月 日

親の氏名 父 母 祖父 祖母 その他 ( )

高職の氏名

お父さんの氏名 性別 男 女 お子さんの生年月日 年 月 日

住所 深川市 電話番号

出生、育児やお母さんの身体のごなど、市民健康センターに相談したい事がありましたらご記入下さい。

お子さんの出生状況  
 母子健康手帳もページに記載されています。ただし、異地で発行されたもの場合、ページが異なることがあります。コピー貼り付けをお願いします。(母子健康手帳を持参されなかった場合は貼り付けしないでください。)

出産の状況  
 P8  
 妊娠期間・分娩経過  
 分娩所要時間・出産時の児の状況  
 証明・出産の場所名称・分娩取り扱い者氏名・  
 出産後の母体の経過 等

窓口対応者名 (備考)この用紙は市民健康センターボックスにお預けします。

**予防接種手帳の交付**

19

**P8**

**出生届出時、母子手帳からの情報**

**出産の状況**

このページは産後なるべく早く記入していきましょう。

妊娠期間 妊娠 週 日

出産日時 年 月 日 時 分

性別・数 男 女 不明 男 多 (胎)

計測値  
 体重 ㎏ 身長 ㎝  
 胸囲 ㎝ 腕囲 ㎝

分娩経過 (母児の状況)  
 分娩所要時間 時間 分 出血量 少量・中等・多量 (250 ml)

出生時の児の状況  
 特異な所見・死産  
 新生児死因 (死亡・蘇生)・死産

証明 出生証明書 (死産検査済) 出生証明書及び死亡診断書

出産の場所 産科 助産所 その他

分娩取扱者氏名 助産師

**出産後の母体の経過**

このページは産後なるべく早く記入していきましょう。

産後日数	子宮収縮	悪露	乳房の状況	血圧	尿酸値	尿糖	体重	備考
	良・悪	正・否				+++	+++	kg
	良・悪	正・否				+++	+++	
	良・悪	正・否				+++	+++	
	良・悪	正・否				+++	+++	

気分が沈んだり眠れなくなったり、何もうる気になれないといったことがありますか。いいえ はい 何ともいえない

産後、気が付いたこと、変わったことがあれば医師、助産師などに相談しましょう。また、気が付いたことなどを記録してください。

入浴 産後 日(月日) 家事開始 産後 日(月日)

家事以外の活動開始 産後 日(月日) 月経再開 年 月 日

家族計画 あり・なし (医師・受胎調節薬指授員・助産師) 年 月 日

20

## 異動者一覧表で転入・転出・出生などの チェックを行う

転入・出生等

世帯番号		個人番号	氏名	生年月日 性別	続柄 世帯主名	住居 異動事由	異動年月日	届出年
				S48. 女		転入		
				S46. 男		転入		
				S47. 女		転入		
				H14. 男		転入		
				H16. 女		転入		
				S12. 女		転入		
				S60. 男		転入		
				S38. 男		転入		
				S60. 女		転入		
				H20. 男		出生		
				H20. 男		出生		
				H21. 男		出生		
				H20. 男		出生		
				H10. 男		入籍		
				S45. 女		入籍		
				H11. 女		入籍		

### 母子保健推進員さんへの訪問除外者

- 1、妊娠中からのハイリスク者
  - ・若年者
  - ・母体に基礎疾患がある者
  - ・多胎妊娠
- 2、新生児訪問者
- 3、低体重児
- 4、家族状況など事前にリスク把握している者
- 5、出産前後の転入
- 6、その他出生届け時情報など

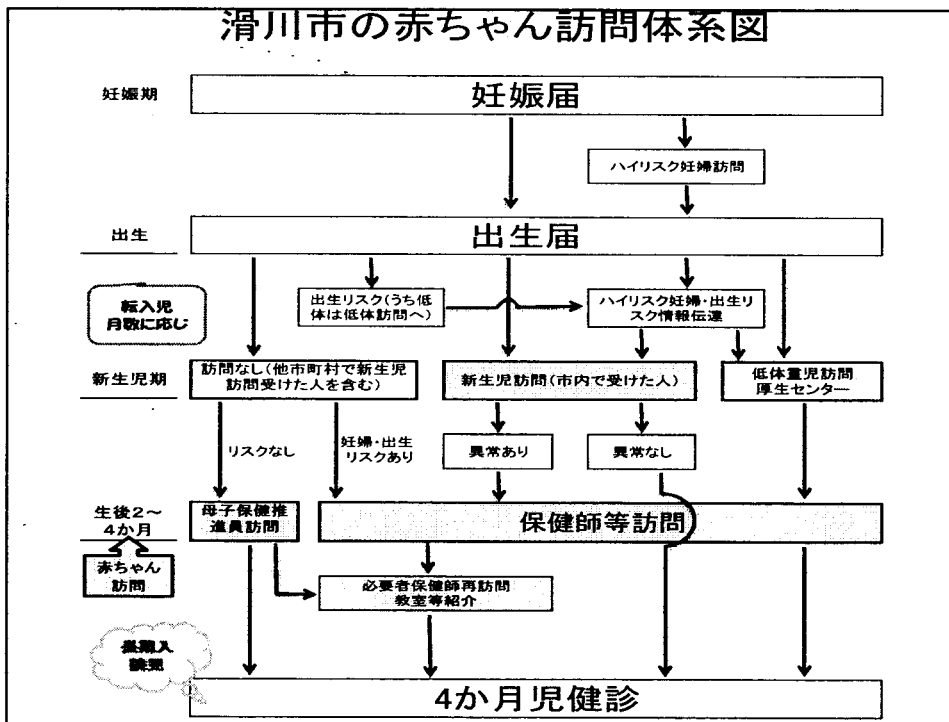
**リスクの  
低い  
対象者**

# こんにちは赤ちゃん訪問台帳

平成20年 月

No.	地区	子名(漢)	性別	月齢	住所	郵便番号	電話番号	母氏名	父氏名	生年月日	新生児訪問		低体重児		保健師訪問		母推		その他		
											担当者	回数	担当者	回数	担当者	回数	担当者	回数			
1	浜加種		女	2						3月3日	1	厚生連									
2	西加種		女	1						3月3日	1	厚生連									青腫位、腹期絶水にて緊急入院。訪問時、陰嚕瀝・肛門閉鎖びらん傷のため退院後、受診続めず。
3	浜加種		女	2						4月4日							1				福祉課来所時母子手帳無。
4	浜加種		男	3						5月5日							1				福祉課来所時母子手帳無。
5	西加種		女	2						6月6日		1	厚七	1							在胎週数37週、出生体重2310g、臍引分焼、高血圧、心音下降。
6	西地区		男	1						7月7日	1										
7	東地区		男	2						7月7日											
8	浜加種		女	1						9月9日				1							妊婦検査結果BS139、福祉課来所時母子手帳無。
9	西加種		男	2						11月11日	1										H2O 町より転入
10	浜加種		男	1						2月21日				1							在胎週数34週、出生体重2505g、母親住居の2階、子宮がん検診IIびらん。
11	浜加種		男	2						2月22日											
12	中加種		男	3						2月23日											
13	西地区		男	2						2月25日											
14	東地区		男	1						2月27日				1							H2O 町より転入、福祉課来所時母子手帳無。
15	西地区		男	1						2月28日											
16	西地区		女	2						2月28日											
17	東地区		男	1						2月28日	1	厚生連									H2O 町より転入、福祉課来所時母子手帳無。
18	浜加種		男	3						3月30日											出生時胎形有OP済、経過観察入院中、通院予定、母より連絡頂く、第2子死産。
19	北加種		女	2						3月30日											
											訪問必要数	5		6		8		19			
											訪問済数								29		
											訪問未数										

## 滑川市の赤ちゃん訪問体系図



## 母子保健推進員さんのかかわり



## 滑川母子保健推進員協議会設立

(昭和60年4月1日)

母子保健推進員(2年委嘱期間で再選可)

15名

### (1)有資格者等

- ・助産師(2)
- ・看護師(3)
- ・教師(1)
- ・歯科衛生士(1)
- ・保育士(1)
- ・介護福祉士(1)
- ・主婦(6)

### (2)年代構成

30代(1) 50代(4) 60代(10) 26



## 母子保健推進員の身分証明証(携帯用)

第 号

証

住 所 滑川市〇〇 〇-〇

氏 名 〇〇 〇〇 ( 年 月 日生)

上記の者は、滑川市が母子保健推進員を  
委嘱したものであることを証する。

平成 19年 4月 1日

滑川市長 中屋 一博 印

委嘱期間 平成 19年 4月 1日から

平成 21年 3月 31日まで

27

## 事業開始の母子保健推進員研修

(心構え)

**指導というより健康センターと住民のパイプ役**

●1回目 (事業前)

平成19年4月

目的 手順 観察項目 記入・報告方法

実践面での説明 守秘義務 など

●2回目 (半年経過時点)

訪問しての疑問点等情報交換等

28

赤ちゃん訪問時の観察のポイント

研修

観察のポイント

赤ちゃん

- ①皮膚・頭皮の汚れ・おむつかぶれがある。  
(寝具、衣類の汚れ、季節に応じた衣服でない)
- ②体重増加不良がある。
- ③不自然なあざ、外傷がある

おかあさん

- ①育児が楽しめない。ストレスが高い。
- ②赤ちゃん(子ども)が泣くと困る、落ち着かない、イライラする。
- ③関わりが少ない(授乳しない、抱かない、視線を合わせない等)
- ④子どもについて否定的な表現をする。(かわいくない、期待はずれ、こんなはずじゃなかった)
- ⑤子どもの要求を無視する。泣いた時にその意味を理解しようとしない。
- ⑥ささいな事を繰り返し質問する。訴えが多い。
- ⑦子どもの発達段階を理解していない。
- ⑧母子手帳への記入が少ない。
- ⑨極端な自己流育児・体罰の肯定。子どもの扱いが乱暴
- ⑩つじつまが合わない。健診の場など違う言動
- ⑪精神疾患があり、入退院を繰り返している。精神的に不安定。
- ⑫非虐待層がある。
- ⑬子どもに合わせたがらない。訪問拒否

その他

- ①家庭内環境が十分でない。(整理がされていない。危険などところがある)
- ②子どもの衣類等の準備がされていない。
- ③家族関係があまりよくない。
- ④援助者・相談者が近くにいない。
- ⑤地域・近隣からの孤立・転勤族
- ⑥経済困窮

29

<p><b>訪問時 質問表</b></p> <p><b>担当者が 感じた事を 記入</b></p>	健康センター 提出		訪問日 平成 年 月 日 ( 月 日 )		
	住所	津川市	訪問担当者		
	氏名	母 赤ちゃん	赤ちゃんの 誕生日	H 年 月 日	様家族・ 様合家族
			電話番号		世帯主
	* 特別難しい質問は必要ありません。訪問して観察したり、思ったとおりの印象に○をつけ、その他、気づいた事を記入して下さい。				
<p>訪問時 観察ポイント</p> <p>訪問時 観察ポイント</p> <p>訪問時 観察ポイント</p> <p>経過 (必要・不必要)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- よく笑う赤ちゃん</li> <li>- 訪問中ずっと泣いていた</li> <li>- 泣き方に元気がない</li> <li>- 湿疹が多い</li> <li>- 衣服が汚れている感じ</li> <li>- その他</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 元気どう</li> <li>- 寝ている様子</li> <li>- 寝不足気味</li> <li>- 表情が面白い、嬉しい、無表情</li> <li>- 赤ちゃんによく話しかけている</li> <li>- 言葉が早い</li> <li>- 神経質な印象を受けた</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 家族(夫、両親等)の協力が少ない様子</li> <li>- 家族みんなで協力して育児をしている様子</li> <li>- 母と話をしてくれない</li> <li>- 母と子どもを話そうとしない</li> <li>- その他</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 母乳だけで足りているか心配</li> <li>- 夜間も泣いて困る</li> <li>- オムツかぶれや顔・からだの湿疹が治らない</li> <li>- 予防接種について知りたい</li> <li>- その他</li> </ul>				
	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 経過 (必要・不必要)</li> <li>- 湿疹がひどいのでみてあげてほしい</li> <li>- お母さんの無表情が気になる</li> <li>- その他</li> </ul>				
	<p>4か月健診でみてほしいこと</p>				
訪問未実施理由	連絡がつかない・転居・訪問拒否(理由)				
健康センター 経過	不要 必要・訪問( 月頃) 電話( 月頃) その他( )				
	担当チェック <input type="checkbox"/>				

## 訪問時 質問表

## ママが 記入

### 赤ちゃんのご誕生おめでとうございます。

少しずつ育児にもなれ、おかあさんとお子さんのペースが出来てきた頃ではないでしょうか。滑川市では保健師、保育士または母子保健推進員が、皆さんが元気で楽しく子育てできるようにお手伝いしたいと思っています。皆さんが今思っていることなど気軽に聞かせてください。

- おかあさん \_\_\_\_\_ 赤ちゃん \_\_\_\_\_
- 1 おかあさんと赤ちゃんは1か月健診を受けられましたか  
 おかあさん：受けた 受けない 赤ちゃん：受けた 受けない
  - 1か月健診で気になることはありましたか  
 おかあさん：はい いいえ 赤ちゃん：はい いいえ
  - 2 産後健診以外で病院に行きましたか（赤ちゃん、おかあさん）  
 いいえ はい
  - 3 おかあさんの体の調子はどうですか  
 よい ふうつ よくない
  - 4 おかあさんは寝不足ですか  
 はい いいえ 起床：午前 就寝：午後
  - 5 おかあさんは食欲がありますか  
 ある ない
  - 6 赤ちゃんの栄養はどのようにしておられますか  
 母乳のみ 混合 ミルクのみ
  - 7 赤ちゃんと過ごしていただいているの楽しいですか  
 はい どちらともいえない 楽しくない
  - 8 仕事はどうしておられますか  
 育児中・妊娠を機に退職・主婦・1年以内に就職予定・その他
  - 9 退院後どのように過ごされましたか  
 望み通りだった（ か月） 母 頼母が手伝いにきてくれた（ ）  
 その他（
  - 10 夫や家族は育児に協力的ですか  
 はい いいえ（どなた
  - 11 子育てについて心配なこと・相談したいこと・困難なことがありますか

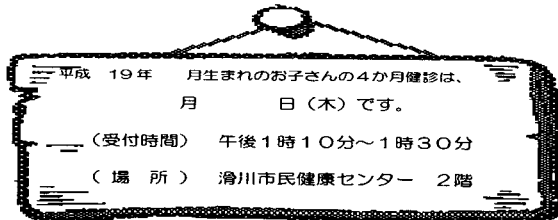


31

このアンケートは、滑川市の母子保健・児童福祉事業以外では使用いたしません。  
ご記入いただきありがとうございます。 滑川市

## 訪問時提供書類

### 4か月健診のお知らせ



持ち物：母子健康手帳（保護者記録欄は記入をしておいてください。  
替えおむつ、ミルク（必要な方） など

内 容：身体計測、問診、小児科診察、保健指導・相談、離乳食講習会、  
絵本の読み聞かせ

※ その日の人数にもよりますが、所要時間は2時間程度です。  
※ なお、体調が悪いなど、欠席される時は、市民健康センターまでご連絡ください。  
(TEL 475-8011)

### BCG 接種について

3か月から6か月未満の間に市内の指定医療機関で受けることができます。  
接種できる期間が短いので、体調がよいときにお早めに接種されることをお  
すすめします。



32

訪問時提供書類

事業と子育てサポート案内

### ママと赤ちゃんのふれあい会

妊娠中から出産後も悩みが多い母乳育児を中心に、講義や個別相談を行なっている教室です。

日 時 月 日

受付時間 午後 1時～1時30分

内容：「妊娠～産後の乳房管理」(助産師による講義)  
 ・「ふれあって赤ちゃんは元気」(保健師による講義と実技)  
 ・みんなの座談会  
 ・個別相談 母乳 乳房管理 助産師 など  
 ・絵本の読み聞かせ体験 など

母乳について困っていたり、どのように赤ちゃんと過ごしていかわからないなどありましたら、どうぞご参加ください。

詳しくは市民健康センター ☎475-8011

### おこやか子育て相談会

管理栄養士、保健師、助産師による個別の相談会を滑川市では実施しています。また、他のお母さんたちと交流したり、身長・体重を測定したりするなどの機会としても利用できます。

詳しくは市民健康センター ☎475-8011

開催日：奇数月第1水曜日(5月と1月は第2水曜日)  
 時間 午前9時30分～11時30分

### 子育て支援センター

「日中、いつも子どもとふたりきり、どこか楽しく遊べる場所はないかしら」とお考えのおかあさん、おうちの方、ご近所でもお友達さんといっしょに「子育て支援センター」で遊んでみませんか。子育ての相談もさがるにできます。

利用時間／午前9時～午後3時30分(休館日 土・日曜日、祝祭日、お盆、年末年始)  
 利用料／無料  
 (赤ちゃんを対象にした「赤ちゃんサロン」(第1・3火曜日午前)もあります。)

詳しくは 子育て支援センター ☎476-6565

33

訪問時提供書類

## 母子保健推進員の活動普及手づくり会誌

## その他 パンフレット

### 無償配布

- ・赤ちゃんを育てる遊び 大全集 Benesse
- ・母乳育児で困ったら

### 購入

- ・乳児の健康づくり ハンドブック

35

## 母子保健推進員の訪問活動体験から6 か月後の研修会 (平成19年9月)

4月からの赤ちゃん訪問活動を通じて

- ・気づいた事
- ・改善してほしい事
- ・疑問や質問など

Q&A でまとめて見ました。

基本的に、指導をしようと思わず  
健康センターへ繋いでもらう。

36

## 赤ちゃん訪問のQ&A

Q1 おっぱいをちゃんと飲んでいるか心配  
体重が増えているのかどうか心配

A1;「ママと赤ちゃんのふれ愛会」は助産師の  
母乳相談があります。

「すこやか相談会」や健康センターではいつ  
でも身体計測ができます。

37

## 赤ちゃん訪問のQ&A

Q2 予防接種はどうやって、どこで受けるのか？

A2;まず、BCGを指定医療機関で(予防接種手帳記  
載)3~6か月未満で受けてください。

なるべく、4か月健診前に受けられるように勧めて  
あげてください。

それ以外の予防接種は4か月健診で説明があるこ  
とをお伝えください。(ママの様子ですぐに連絡が  
必要であれば、訪問用紙や電話でお知らせくださ  
い。)

38

## 赤ちゃん訪問のQ&A

Q3 引越して、相談相手がいない。  
ストレスがたまってつらいときがある。

A3; 子育て支援センターや健康センターの相談会等の利用を勧めてあげてください。

(健康センターからも連絡します)

## 赤ちゃん訪問のQ&A

Q4 4月の研修時にうつ病予防や虐待児の早期発見といわれたが、そのようなケースにであわない。自分の見方がへたなのか？

A4 ; 訪問対象の中でも、リスクの少ないケースを選択して、皆さんにお願いしているので、心配はいりません。

# 訪問の実績から

41

## 訪問実績（平成19年度・20年度経過）

19年度 対象 (4月～3月生まれ)	新生児訪問	保健師訪問	母子保健 推進員訪問	低体重 中部厚生 センター	連絡とれず		事後継続	
	実数	実数	実数	実数	実数	未実施	4か月での 要確認者	継続訪問
257	87	63	87	17	254	3	9	3

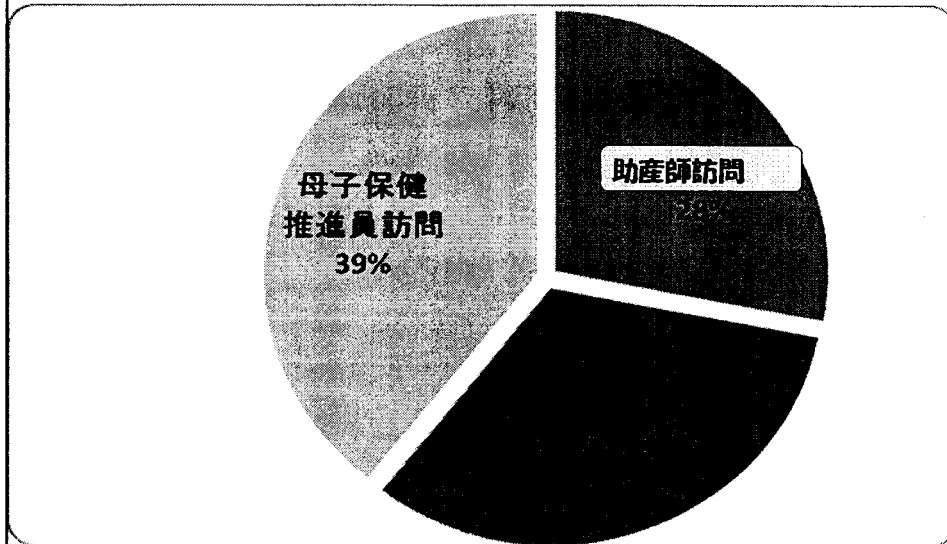
20年度 対象 (4月～9月生まれ)	新生児訪問	保健師訪問	母子保健 推進員訪問	低体重 中部厚生 センター	連絡とれず	
	実数	実数	実数	実数	実数	未実施
133	37	43	52		132	1

4か月健診  
の終えた  
9月生まれ  
までの経過

42



## 訪問担当割合(平成20年度経過)



## 19年度実績から

事後継続	
4か月での要確認者	継続訪問
9	3

### 継続訪問

- I 育児不安
- II 産後うつ病
- III 未婚で家庭環境複雑な母子サポート

44

## 事後 ～ 他関係機関との連携

- ①ケースⅡ ・・・病院助産師さんからの情報  
既往として、統合失調症あり。パニック症状  
中部厚生センターへの相談  
4か月健診時・ポリオ予防接種時対応の配慮
  
- ②ケースⅢ
  - ・福祉課との調整・連携
  - ・富山市へ転出・・・富山市の担当者への連絡

45

## 4か月健康診査での 児とママの健康状況把握

- 1、訪問での結果をチェックし、見逃しのないよう  
問診など配慮を要するケースは目印クリップ(シグナル)を  
管理票に付けスタッフ全員共通認識とし、指導は内容によ  
り、それぞれ専門職の担当とする。
  - ・家庭問題・・・年配保健師
  - ・母乳・・・助産師
  - ・離乳食・・・管理栄養士
  - ・特にない・・・OB保健師
  
- 2、健康診査後のカンファレンスで事後方法を決めていく。

こんにちは赤ちゃん訪問事業を  
開始して変わった事

- 1 「4か月健康診査・ママと赤ちゃんのふれ愛会」時に再会できたうれしさ  
    児の成長を見守るスタッフがいる心強さ
- 2 「ママと赤ちゃんのふれ愛相談会」の参加人数が増えた  
    ～18年度 10人／回    19年度～15人／回
- 3 健康センター毎日来所の利用者増
- 4 社会資源の活用 子育て支援センターの利用増

こんにちは赤ちゃん訪問事業を  
開始して変わった事

点から線へ そして線から面へと繋げていけた

## 今後の課題

全世帯訪問に向けて

- 1、低体重児などへの対応
  - ・厚生センター訪問ケースの訪問時期の調整
  - ・長期入院治療児の対応  
退院後のかかわりと長期入院児のママへ支援接点時期
- 2、不在ケースの対応
  - ・訪問時期を2か月頃とする。特に母子保健推進員対象であるケースは、早めの返答を健康センターへ
- 3、拒否ケースの対応
- 4、ケースに応じた訪問時期

## 全世帯訪問を目指して (低体重児への対応)

- 母子保健法 第18条 第19条  
県の厚生センター保健師が訪問担当となっている。

市へ情報をもらえないか・・・訪問する旨は通知するが、訪問内容は個人情報保護法の観点で断られる。

対応；

ママとの調整をとり、改めて赤ちゃん訪問実施<sup>50</sup>

## 滑川市のこんにちは赤ちゃん訪問の概要

- 1、訪問担当者は保健師・助産師・母子保健推進員  
ケースに合わせた担当役割
- 2、役所内の連携で情報把握  
健康センターを核とし、福祉課、市民課
- 3、母子保健推進員のエンパワーメントを引き出す  
・研修会の実施 情報交換
- 4、訪問表は母子の状態が簡易に把握できる様式
- 5、保健事業として、事後管理ができる。

## こんにちは赤ちゃん訪問以外の

## 母子保健推進員さんの保健事業活動紹介

## 今までの母子保健推進員の訪問活動

- 1、妊婦教室参加への訪問
- 2、第1子 4か月前の訪問

訪問の実績があり、地区では顔見知りのボランティアさん

53

## 母子保健推進員活動

すこやか子育て相談会での読み聞かせボランティア



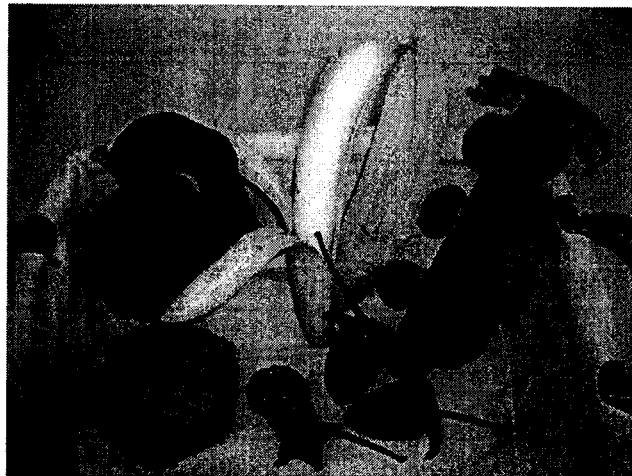
## 母子保健推進員

4か月健康診査での読み聞かせボランティア



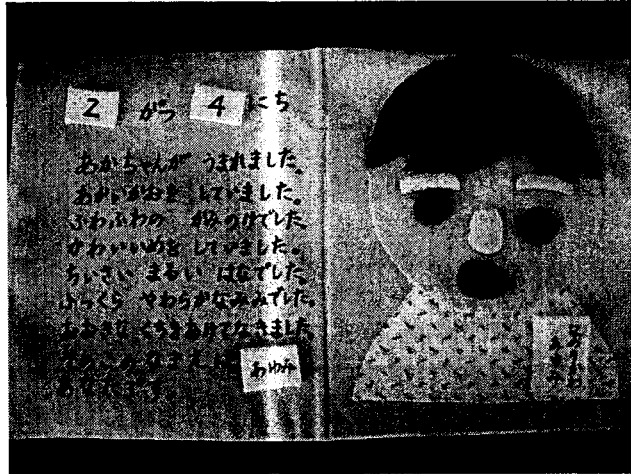
55

## 母子保健推進員さん 手づくりおもちゃ①



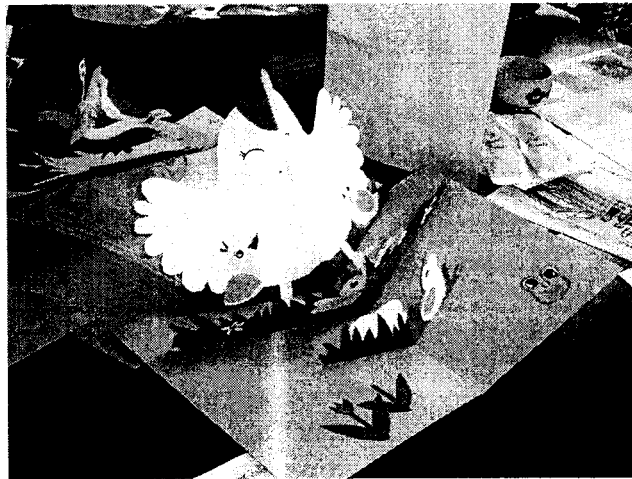
56

母子保健推進員さん 手づくりおもちゃ②



57

母子保健推進員さん 手づくりおもちゃ  
③ 飛び出し絵本



58



## 滑川市の保健事業展開のキーポイント

1. **【ひと】に注目！**  
**【ひと】にこだわる！**  
**【ひと】に協力・理解を得る！**
2. **そのひとを核として事業展開を構築していく！**
3. **地域（育児）サポート力の強化**

**ボランティアの育成と養成**

## ボランティア組織と保健師のかかわり

その1

### 1. 組織の位置づけ

- ① 公に認められた組織としての位置付けをする。

・委嘱状は市長名で行なう  
市役所や町内会、地区で活動しやすくなる。

### ② 健康センターを軸とする他の健康づくりボランティアとの交流

・ヘルスボランティア 513人  
・食生活改善推進員 133人  
など地区単位や他市町村との交流 延計 661人

### ③ ボランティア会員の調整・養成と育成

- ・期限のない会員登録・自主的な活動
- ・会員の高齢化 新規養成
- ・会員のトラブル調整役・考えかたのアドバイス  
(仕事や家の都合で活動できない人をせめない等)  
何かを行なう事ができなくても、参加する事もボランティア
- ・役職の固執と回避の調整

### ④ 保健師は黒子に徹する

- ・活動のバックには保健師がいて、市役所があると思う心強さ

## ボランティア組織と保健師のかかわり

その2

### 2、個人や健康センターにおける組織の役割

人生を豊かにするための生き方選択肢のひとつとしてPR

- ① ボランティア活動とは他人のための施しではなく  
自分の中の「うれしさ」 エンパワーを感じ取れるように支援する。
- ② 今までの生活史でかかわる事の無かった人や場所とのふれあいを通じ  
自分の隠れた能力に出会うときめき・・・自分新発見、特別な人だけが、  
できるのではない。
- ③ 個人能力の再発見の機会とする。

#### 保健事業の広告塔

- ・健康センター事業に係わる事で、保健事業のよき理解者となる。
- 介助ボランティアでスタッフ側に立ち、保健事業の理解者・協力者である

